

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年12月27日

金 曜 日

号 外

## 目 次

<b>規 則</b>	
○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則	1
<b>訓 令</b>	
○富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	27

~~~~~  
**規 則**  
~~~~~

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第53号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式中「（ただし）を（）」の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については）に、「満たない場合は」を「満たない場合には、その年中においては、年 7.3パーセントの割合にあつては」に、「に4パーセント」を「に年4パーセント」に、「（）」の割合を「とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあ

つては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

第12号様式(1)の(裏)、第12号様式(2)の(裏)、第12号様式(3)の(裏)及び第12号様式(4)の(裏)中「(ただし)を( )」の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については)に、「満たない場合は」を「満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては)に、( )」の割合を「とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。）」に改める。

第22号様式の(裏)中「(ただし、)を( )」の割合( )に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)を「に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、当該商業手形の基準割引率に4パーセント」を「には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセント)に、「( )」の割合を「(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。）」に改める。

第24号様式中「(ただし、)を( )」の割合( )に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定めら

れる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合」を「に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。））」に、「は、当該商業手形の基準割引率に 4 パーセント」を「には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセント」に、「 ) ) の割合」を「（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。））」に、「 事 務 所 長」を「富山県総合県税事務所長」に改める。

第26号様式中「（ただし）を「 ) ) の割合（平成12年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの期間については）」に、「場合は」を「場合には、その年中においては、年 7.3パーセントの割合にあつては）」に、「に 4 パーセント」を「に年 4 パーセント」に、「 ) ) の割合」を「とします。平成26年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。））」に改める。

第27号様式中「事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、「（ただし）を「 ) ) の割合（平成12年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの期間については）」に、「場合は」を「場合には、その年中においては、年 7.3パーセントの割合にあつては）」に、「に 4 パーセント」を「に年 4 パーセント」に、「 ) ) の割合」を「とします。平成26年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」とい

う。)が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合)とします。)」に改める。

第40号様式の2中「事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、「先に」を「年 月 日付けで」に、「ないので」を「、指定した期限(年 月 日)までにされていないので」に改める。

第51号様式の2を次のように改める。

## 第51号様式の2（第36条関係）

差押換拒否通知書			整理番号	第	号
滞納者又は被相続人	住（居）所 （所在地） 又は死亡時の住所		氏 名 （名称）		
差押換えを拒否する理由					
摘要					
<p>あなたから請求のあつた差押換えについては、上記の理由により応ずることができません。国税徴収法第50条第2項（第51条第3項）の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県総合県税事務所長 印 （富山県知事）</p> <p>請求者 住所（所在地） 氏名（名称） 殿</p>					
備考	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				

## 参考

- 「摘要」欄には、必要に応じて、差押換え請求の年月日、差押換え請求の目的となつた差押えの年月日等を記載すること。
- この通知書の使用目的に応じ、不要の文字を抹消して使用すること。

- 3 この通知書は、複写によつて 2 通作成のうえ、1 通は請求者に交付し、  
1 通は控えとして保管すること。

第51号様式の5(7)中「富山県 県税事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、「次」を「下記の滞納県税・地方法人特別税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次」に、「財産を差し押さえます」を「地方税法第 条第 1 項第 1 号の規定により、財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します」に、

納税者番号	年度	期別	税目	納期限	本 税	延 滞 金 額	加 算 金 額	重加算 金 額	滞 納 処 分 費	備考

を

納税者番号	年度	期別	税目	納期限 督促等 年月日	本 税	延 滞 金 額	加 算 金 額	重加算 金 額	滞 納 処 分 費	備考

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第51号様式の5(8) (第36条関係)

第 号 年 月 日  富山県総合県税事務所長 印 (富山県知事)											
差押調書											
別紙処分理由により、次のとおり滞納金額を徴収するため、財産を差し押さ えましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。											
滞納者	住(居)所 (所在地)										
	氏名(名称)										
滞納金額	納税者番号	年度	期別	税目	納期限 督促等 年月日	本税	延滞金額	加算 金額	重加算 金額	滞 納 処分費	備考
						円	地方税法 の規定に よる金額 円	円	円	地方税法 の規定に よる金額 円	
							同			同	
	合計							同			同
差押財産	(名称、数量、性質、所在等)										
摘要											

第51号様式の12中「国税徴収法第65条の規定により」を「滞納処分上必要がある  
ので」に、「取り上げる」を「取り上げます」に、

取 り 上 げ た 理 由		

を

--	--	--

に改める。

第51号様式の15及び第51号様式の16を次のように改める。

## 第51号様式の15（第36条関係）

差押財産占有調書			整理番号	第	号
滞納者	住 所 (所在地)		氏 名 (名称)		
占有財産	(名称、数量、性質及び所在)				
差押年月日	年 月 日	摘要			
上記のとおり差押財産を占有します。 年 月 日 富山県徴税吏員 印					
差押財産占有調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ( ) 印 ( ) 印					
差押財産占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日 ( ) 印					

上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命じます。 年 月 日 (滞納者又は第三者) 様 富山県徴税吏員 印					
備考	1 この財産の保管の命令（以下「処分」という。）について不服があるときは、この調書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。				
	2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。				
	(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。				
	(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。				
(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

## 参考

- 1 この調書は、国税徴収法第71条第3項の規定により差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶（以下「自動車等」という。）を徴税吏員が占有し

た場合において、捜索調書を作成しないときに作成すること。

- 2 占有した自動車等を滞納者又は第三者に保管させる場合（契約により第三者に保管させる場合を除く。）においては、財産の保管の命令の欄等に「（理由）運搬が困難であるため（国税徴収法第71条第5項）」等と財産の保管の命令を行った理由を記載すること。
- 3 占有した自動車等を契約により第三者に保管させる場合においては、財産の保管の命令の欄の文言を「上記財産を通知のあるまで無償で保管します。」等と訂正し、又はその文言を欄外に記載して保管者の記名押印を求めること。

## 第51号様式の16（第36条関係）

何 何 航行（運行、使用）許可申立書

整理番号 第 号

差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)		
	差押年月日	年	月 日
申 立 理 由			
	<p>年 月 日に停泊（引渡）命令を受けた上記の財産について、上記の理由によりその航行（運行、使用）の許可を受けたく、申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p>滞納者 氏名（名称） 印</p> <p>交付要求をした者 氏名（名称） 印</p> <p>氏名（名称） 印</p> <p>氏名（名称） 印</p> <p>財産の権利者 氏名（名称） 印</p> <p>氏名（名称） 印</p> <p>氏名（名称） 印</p> <p>富山県総合県税事務所長 殿 （富山県知事）</p>		
<p><u>諾否の通知</u></p> <p>年 月 日</p> <p>富山県総合県税事務所長 団 （富山県知事）</p>			
備 考	1 この処分について不服があるときは、この諾否の通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。		
	2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。		
	(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。		
	(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。		
(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

## 参考

- 1 この申立書は、滞納者が国税徴収法第70条第5項の規定により差押中の船舶又は航空機の航行の許可を申し立てる場合及び同法第71条第6項の規定により差押中の自動車、建設機械又は小型船舶の運行、使用又は航行の許可を申し立てる場合に使用させること。
  - 2 この申立書は、申立者に対する諾否の通知にも使用するので、副本数通を併せて提出させること。
  - 3 「諾否の通知」欄には、申立てを許可する場合は、「上記申立てのとおり使用を許可します。」等と記載し、許可条件を付する場合はその条件及び当該条件を付した理由を付記すること。申立てを許可しない場合は、「次の理由により使用を許可しません。」等と記載し、その理由を付記すること。
-

第51号様式の17中「富山県 県税事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、

持分の払戻し（譲受け）の請求の予告をした年月日	年 月 日
-------------------------	-------

を

持分の払戻し（譲受け）を請求する理由	
	請求の予告をした年月日 年 月 日

に改める。

第51号様式の25を次のように改める。

## 第51号様式の25（第36条関係）

交付要求（参加差押）解除拒否通知書			整理番号	第	号
滞納者	住 所 (所在地)		氏 名 (名称)		
交付要求（参加差押）の解除を拒否する理由					
摘要					
<p>あなたから請求のあつた交付要求（参加差押）の解除については、上記の理由により応ずることができません。国税徴収法第85条第2項（第88条第1項で準用する同法第85条第2項）の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県総合県税事務所長 印 (富山県知事)</p> <p>請求者 住所（所在地） 氏名（名称） 殿</p>					
備考	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				

## 参考

- 1 この通知書は、国税徴収法第85条第1項（同法第88条第1項で準用する場合を含む。）の規定により交付要求又は参加差押の解除の請求があつたが、その請求を相当と認めず、その旨を同法第85条第2項（同法第88条第

- 1 項で準用する場合を含む。)の規定により請求者に通知する場合に使用すること。
  - 2 「摘要」欄には、必要に応じて交付要求（参加差押）解除請求の年月日、解除請求の目的となつた交付要求の年月日等を記載すること。
  - 3 この通知書は、複写によつて 2 通作成のうえ、1 通は請求者に交付し、1 通は控えとして保管すること。
-

第51号様式の29を次のように改める。

**第51号様式の29（第36条関係）**

参加差押財産引受調書			整理番号	第	号
滞納者	住 所 (所在地)		氏 名 (名称)		
引渡しを受けた財産	(名称、数量、性質、所在等)				
	参加差押年月日	年 月 日			
上記のとおり参加差押財産の引渡しを受けます。 年 月 日 富山県徴税吏員 印					
参加差押財産引渡調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ( ) 印 ( )					
参加差押財産引渡調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日 ( ) 印					

上記参加差押財産引渡調書謄本記載の財産の保管を命じます。 年 月 日 (滞納者又は第三者) 様 富山県徴税吏員 印	
備考	1 この財産の保管の命令（以下「処分」という。）について不服があるときは、この調書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。 2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 参考

- 1 この調書は、国税徴収法施行令第40条第1項の規定により参加差押に係る差押動産等の引渡しを受けた場合に作成すること。
- 2 引渡しを受けた動産等を滞納者又は第三者に保管させる場合（契約により第三者に保管させる場合を除く。）においては、財産の保管の命令の欄等に「（理由）運搬が困難であるため（国税徴収法施行令第40条第2項）」等と財産の保管の命令を行つた理由を記載すること。
- 3 引渡しを受けた動産等を契約によりその財産を占有する第三者に保管させる場合においては、財産の保管の命令の欄の文言を「上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。」等と訂正し、又はその文言を欄外に記載して保管者の記名押印を求めること。

第51号様式の34(1)中

買受人についての資格その他の要件	
------------------	--

を

買受人についての資格その他の要件	
随意契約により売却する理由	

に改める。

第51号様式の42を次のように改める。

第51号様式の42（第36条関係）

担保権の引受による換価申出書				整理番号	第	号
滞納者	住 所 (所在地)		氏 名 (名称)			
滞納者以外の 債務者	住 所 (所在地)		氏 名 (名称)			
差 押 財 産	名称、数量、性質及び所在	権利の内容	権利の取得原因	買受人に引き受けさせる理由		
上記の権利の目的となつている財産について、上記の理由によりその財産の買受人に権利を引き受けさせたいので、この旨申し上げます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">                         申出者                          住所 (所在地)                          氏名 (名称)                     </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                         印                          富山県総合県税事務所長 殿                          (富山県知事)                     </div>						
<u>諾否の通知</u> 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                         富山県総合県税事務所長 印                          (富山県知事)                     </div>						
備考	1 この処分について不服があるときは、この諾否の通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。 2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

## 参考

- 1 この申出書は、公売財産上に質権、抵当権又は先取特権を有する者が、国税徴収法第 124 条第 2 項及び国税徴収法施行令第 47 条の規定により、その負担を買受人に引き受けさせることを申し出る場合に使用させること。
  - 2 この申出書は、原則として財産 1 件ごとに別葉とし、できるだけ登記事項証明書等を添付させること。
  - 3 この申出書は、正副 2 通提出させ、副本にはその回答を記載して申出者に返付すること。申出を拒否する場合は、「諾否の通知」欄にその理由を付記すること。
-

第51号様式の46中「占有（搬出）した」を「占有（搬出）しました」に、

上記搜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。			
年 月 日			
(滞納者又は第三者)	様	富山県徴税吏員	印

を

上記搜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。			
年 月 日			
(滞納者又は第三者)	様	富山県徴税吏員	印
備考	1 この財産の保管の命令（以下「処分」という。）について不服があるときは、この調書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。		
	2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。		
	(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。		
	(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。		
	(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

参考 国税徴収法第71条第3項の規定により差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を徴税吏員が占有し、かつ、その保管を滞納者又は第三者にさせる場合（契約により第三者に保管させる場合を除く。）においては、財産の保管の命令の欄等に「（理由）運搬が困難であるため（国税徴収法第71条第5項）」等と財産の保管の命令を行つた理由を記載すること。」

に改める。

第67号様式(1)及び第67号様式(2)中「四」を「三」に、「（ただし、」を「）の割合（」に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年

14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1パーセント」に、「( ) の割合」を「(当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合) とします。 ) 」に改める。

第67号様式(3)の(裏)及び第67号様式(4)の(裏)中「(ただし、)を( ) の割合( ) に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「(に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1パーセント」に、「( ) の割合」を「(当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合) とします。 ) 」に改める。

第74号様式(1)の(表)中「富山県 県税事務所」を「富山県総合県税事務所」に、「富山県 県税事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、「富山県 県税事務所」を「富山県総合県税事務所」に、「14.6%」を「%」に改め、同様式の(裏)中「(ただし、)を( ) の割合( ) に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を「(に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に

年 1 パーセント」に、「) の割合」を「(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。)」に改める。

第 74 号様式(2)の(裏)中「(ただし、) を ( ) の割合 ( ) に、「の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号) 第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合」を「に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセント」を「には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセント」に、「) の割合」を「(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。)」に改める。

第 84 号様式の 4 中「(ただし、) を ( ) の割合 ( ) に、「の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号) 第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合」を「に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、当該商業手形の基準割引率に 4 パーセント」を「には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセント」に、「) の割合」を「(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。)」に改める。

第 99 号様式中「(ただし、) を ( ) の割合 ( ) に、「の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号) 第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合」を「に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、

当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセント」を「には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセント」に、「」の割合」を「（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）」に改める。

第 105 号様式中「（ただし」を「」の割合（平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については）」に、「場合は」を「場合には、その年中においては、年 7.3 パーセントの割合にあつては）」に、「」の割合」を「とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）」に改める。

第 117 号様式の（裏）中「（ただし、」を「」の割合（」に、「の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合」を「に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。））」に、「は、当該商業手形の基準割引率に 4 パーセント」を「には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセント」に、「」の割合」を「（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）」に改める。

第 134号様式(1)の(裏)、第 134号様式(2)の(裏)及び第 134号様式(3)の(裏)中「(ただし、)を( )」の割合( )に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)を「(に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセント)を「(には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセント)に、「( )」の割合)を「(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」に改める。

第 138号様式中「富山県 県税事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、「第60条の2第4項」を「第77条第4項」に改める。

第 139号様式中「富山県 県税事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、「(ただし、)を( )」の割合( )に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)を「(に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセント)を「(には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセント)に、「( )」の割合)を「(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」に改める。

第 149号様式(1)の(裏)、第 149号様式(2)の(裏)及び第 150号様式(裏)中「(ただし、)を( )」の割合( )に、「の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の

基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合」を「に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセント」を「には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセント」に、「（ ）の割合」を「（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 号様式、第 7 号様式、第 12 号様式(1)から第 12 号様式(4)まで、第 22 号様式、第 24 号様式、第 26 号様式、第 27 号様式、第 67 号様式(1)から第 67 号様式(4)まで、第 74 号様式(1)、第 74 号様式(2)、第 84 号様式の 4、第 99 号様式、第 105 号様式、第 117 号様式、第 134 号様式(1)から第 134 号様式(3)まで、第 139 号様式、第 149 号様式(1)、第 149 号様式(2)及び第 150 号様式の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成 25 年 12 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 7 号

経 営 管 理 部

出 納 局  
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第16号様式(1)及び第16号様式(2)中

延滞金 7.3%期間	特例基準割合

を

延滞 % 日	延滞 % 日	延滞 % 日

に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）